

母子家庭等対策の現状（概要）

子育て・生活支援

【子育て・生活支援】

- **保育所への優先入所の法定化**
 - ・市町村が特別の配慮を行なうことを母子及び寡婦福祉法に規定
- **放課後児童クラブ**
 - ・保護者が昼間家庭に不在の、概ね10歳未満の児童を対象に、学校余裕教室等を利用し実施
- **母子生活支援施設**（ひとり親家庭となっている母と子の自立支援のための施設）
 - ・小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の創設
- **母子家庭等日常生活支援事業**（旧介護人派遣事業）
 - ・母子家庭の母等が自立するための就学や、疾病などにより、一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣
- **子育て短期支援事業の法定化**
 - ・親の残業、病気などの場合に実施する児童のショートステイ・トワイライトステイ事業を児童福祉法に規定
- **ファミリー・サポート・センター**（育児に関する相互援助活動を行なう会員組織）
- **乳幼児健康支援一時預かり事業**
 - ・保育所に通う回復期にある病後の児童を、病院等に併設された施設等で一時的に預かる事業
- **ひとり親家庭生活支援事業**
 - ・生活支援講習、土日・夜間電話相談等

【住宅対策】

- **府営住宅における母子世帯等の優先入居等**
 - ・母子世帯等を対象とした、福祉世帯向け募集の実施（一般世帯向け募集とは別枠で実施）
 - ・一定収入以下の母子世帯等については、家賃減免の実施

生活支援

就労支援

● 母子家庭自立支援給付金事業

- ・自立支援教育訓練給付（教育訓練を受講する母子家庭の母に受講料の4割を支給（上限20万円））
- ・高等技能訓練促進費（就職に有利な資格を取得する場合、修業期間中の生活費について一定期間経済的支援を行なう（月額10万3千円、修業期間の最後の1/3の期間（12月を限度）））
- ・常用雇用転換奨励金（パートタイムとして新規に雇用された母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した場合に事業主に30万円を支給）

● 公共職業訓練

（高等職業技術専門学校等における職業訓練）

● 地域就労支援事業

（各市町村に地域就労支援センターを設置）

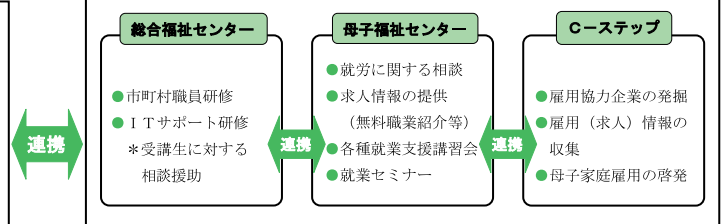
- ・母子家庭の母等就職困難者等に対する就労支援

● ハローワークにおける就業支援

- ・試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期再就職の促進
- ・特定求職者雇用開発助成金の支給
- ・事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進

就労支援

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業



相談事業

- **母子自立支援員による相談事業**（福祉事務所設置自治体に配置）
 - ・母子家庭に対する総合的な相談窓口（母子自立支援員が母子家庭等の生活安定、自立のための相談に対応）
- **弁護士による法律相談**（母子福祉センターで実施）
- **民生委員児童委員による地域での相談**
- **大阪府母子福祉推進委員による地域での相談**

経済的支援

● 児童扶養手当の支給

母子家庭の母等が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、20歳未満で政令で定めた障害の状態にある児童を監護するときに支給

● 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

（修学・就学支度・技能習得・特別児童扶養（母子のみ）・転宅・事業開始等資金、計13種）

● 養育費の確保

- ・弁護士等による特別相談事業の実施（母子福祉センターで実施）
- ・養育費に関する規定の創設（母子及び寡婦福祉法において、扶養義務の履行の明確化）
- ・民事執行法の改正（支払日が到来していない将来分の養育費等も含め、一括して、債務者の将来の収入の差押えをすることができる制度を導入。2004(H16).4施行）
- ・養育費支払いについての社会的気運の醸成（養育費取り決め促進リーフレット作成）